

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 9 月 2 6 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 2 年 9 月 3 日付けお総第 4 0 3 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 処分庁は、令和 2 年 9 月 3 日付けお総第 4 0 3 号により、行政文書一部開示決定処分（令和 2 年 6 月 1 9 日付けお総第 1 9 7 号）を取り消し、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和 2 年 9 月 2 6 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求をした。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

本件処分において開示された「町内会長名」が個人情報であること、個人情報が漏洩したことの事実認定、本件及び過去の漏洩の調査及び漏洩の原因と再発防止策（暫定対策、恒久対策）とその実施、漏洩開示された当事者及び団体等への適切な対応、処置、その他必要な是正処置を求める。

第 4 理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）に基づく処

分についての審査請求は、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができない。

これを本件処分についてみると、審査請求人が行った行政文書開示請求に対して、その文書が特定され、既に開示されていることから、仮にその特定された文書を審査請求人が主張するように事実認定したとしても、このことをもって本件処分により審査請求人に不利益が生じ、また、本件処分が取り消されることにより回復すべき法律上の利益が存するものと解することはできない。

したがって、審査請求人は法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないため、本件審査請求は、不服申立適格を有しない者が提起した不適法なものと言わざるを得ない。

なお、本件審査請求は、前述のとおり、不服申立適格を有しない審査請求人により提起されたものであることから、法第24条第2項に規定する「審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなとき」に該当し、同条第1項の規定により、裁決に先立ち審理手続を経る必要はない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月10日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。